

省エネ特定改修工事特別控除制度 (所得税)(投資型)

ローンなしで行う省エネリフォームは最大25万円控除

概要

ローンなどを活用せずに住宅の省エネリフォームを行った場合、標準的な工事費用相当額の10%が1年間、所得税から控除されます。

リフォーム工事費用額の上限は250万円ですが、太陽光発電装置を設置する場合、350万円が上限額となります。

これだけ
お得です!!

補助金などを除いた標準的な工事費用相当額(上限250万円)の10%、最高25万円(太陽光発電装置設置(上限350万円)では最大35万円)が、リフォーム後に暮らし始めた年分のみ、所得税額から控除されます。

工事内容	最大控除額
省エネ改修のみ	25万円
省エネ改修+太陽光発電装置設置	35万円

※標準的な工事費用相当額
国土交通省の告示によって種別や区別地域などで定められた金額に、改修部分の面積や設置箇所数などが掛け算された金額です。

対象となる太陽光発電設備設置工事

●設置工事

太陽電池モジュール	直流側開閉器	接続箱
専用の架台	交流側開閉器	余剰電力販売用電力量計
パワーコンディショナ(インバータ、保護装置)		

●特殊工事

施工業者の判断により、下記の特殊工事を施工することが必要と認められ、かつ施工写真などで当該特殊工事を施工したことが証明できるもの

安全対策工事	陸屋根防水基礎工事	
積雪対策工事	塩害対策工事	幹線増強工事

2021年12月末までの制度です

2021年12月31日までに入居した方が対象です。

このような方が利用できます

- 賃貸ではない、所有する住宅のリフォームを行う方。
- 工事完了日から6ヶ月以内に居住している方。
- 工事後の住宅の床面積が50㎡以上で、その1/2以上に居住している方。
- 増改築等工事証明書などの必要書類を添付して確定申告している方。
- 合計所得金額が3,000万円以下。

このような工事が対象です

- 居室の窓の断熱改修工事または居室の窓の断熱改修工事とあわせて行う天井、壁もしくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上し、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上および断熱等性能等級3となること。
- 上記とともに行う
 - ① 太陽光発電装置設置工事
 - ② 高効率空調器の取り替えまたは取り付けの工事
 - ③ 高効率給湯器の取り換えまたは取り付けの工事
 - ④ 太陽熱利用システムの取り換えまたは取り付けの工事
- 対象となる省エネ改修工事費用から補助金などを除いた額が50万円を超えること。
- 居住用部分の工事費用額が、リフォーム工事費用総額の1/2以上であること。
- その年の前年以前3年以内に省エネ改修工事を行い、この税額控除の適用を受けていないこと。
- ②の太陽光発電装置については、一定の性能のものであること。

制度の
詳細

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000026.html

